

2014年11月12日
全国港湾14発第27号
港運同盟発14-第35号

国土交通省 港湾局
局長 大脇 崇 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新 屋 義 信

港湾政策及び港湾労働に関する申入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業並びに港湾労働に関するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、港湾政策並びに、港湾運送における諸課題について、下記の通り申し入れますので、貴意回答を示され、諸課題の前進・解決促進に向けて継続的に協議されるよう要請します。

記

1. 持続可能な港湾運送事業の発展を期するための措置について

(1) 安倍内閣の成長戦略とされる「国家戦略特区」について、港頭地区を特区に指定させないこと。そのために、国交省として、港湾運送秩序と港湾労働の安定のために主体的に関与し、対応すること。

(2) 適正料金の確保と認可料金体制をめざす取り組みについて

- ① 港湾労働者、港運事業者による適正な事業運営と労働環境確保を阻害するダンピングを抑止するために、関係省庁(経産省・農水省・国交省海事局等)に、適正な港湾運送料金の支払いとダンピング防止を申し入れるなど、積極的に対応措置をとること。
- ② 料金監査結果の実績をふまえ、当該港運事業者に対する指導だけでなく、荷主(関係団体含む)・船社(関係団体含む)に、適正料金支払いの指導を徹底すること。そのために、料金監査制度に両罰規定を盛り込む措置を講ずること。
- ③ 適正料金の確保と、認可料金体制(公的関与による港運料金制度)をめざし、そのための具体的な施策立案を進めること。
- ④ 港運料金について、港運料金全体に占めるターミナル借受料金が重い負担になっていることに鑑み、ターミナル料金の抜本的な軽減措置を行うこと。

(3) 三島川之江港の指定港化について、国土交通省として早急に決断し、実行に移すこと。

2. 国際戦略港湾政策などの諸施策について

(1) 国際コンテナ戦略港湾政策について、

- ① 同政策に係る、政策遂行状況、現状について説明されたい。その際、国際戦略港湾に指定されなかった港湾の、事業存続・雇用確保策などについて、併せて説明されたい。その際、東京港・川崎港・横浜港及び、阪神港(大阪港・神戸港)のそれぞれの政策推進状況、統合に向けた現状などの説明を行うこと。
- ② また、同政策により検討・実施するすべての施策について、事前に労働組合と協議し、港湾労働者の意見を当該政策に具体的に反映させること。

(2) 国際コンテナ戦略港湾、特例港湾運営会社、民間運営会社について

- ① 特例港湾運営会社、及び民間運営会社に対し、港湾運送事業分野への参入・介入を行わないよう具体的な措置を講ずること。また、港湾法改正時の、参議院付帯決議9項の完全履行を周知徹底すること。
- ② 特例港湾運営会社、及び民間運営会社に対し、当該港の港運労使に対し、政策遂行状況、方針と政策について説明・協議する場を設け、日常的な協議体制を作るよう指導すること。
- ③ 特例港湾運営会社、及び民間運営会社に対し、当該港湾労働組合との間で、港湾産別協定の順守等に関する協定を締結することで、港湾運送と港湾労働の安定を図るよう指導すること。
- ④ 港湾管理者・当該運営会社に対し、当該地域の港湾労組との協議、港湾労使の協議を行わないまま一方的にインセンティブ、ゲートオープンなどの諸施策を発表・実施しないこと。

- (3) 戦略港湾に指定されていない港湾に関する、港運事業基盤の確保と港湾労働の安定施策についての検討状況を説明されたい。なお、「創貨」と「集荷」の名のもとに、これらの港を切り捨てることのないよう政策的措置をとること。

3. 港湾労働の雇用・職域の確保、雇用安定に資する施策に係って

- (1) 港湾運送事業法と港湾労働法の整合性を図り、港頭地域の物流倉庫を含め、港湾労働法上の「港湾倉庫」を港湾運送事業者の業域・職域とすること。
- (2) 倉庫事業者(登録)やその関連会社がバンニング作業を行っている場合に、いわゆる「寄託契約」と「港湾運送契約」の区分が不明確なケースが見受けられ、ここに違法雇用などが散見されることから、行政チェックと指導を強めること。
- (3) 実体のない企業(事実上のペーパーカンパニー)や港運労使の合意のない企業の港湾運送関連事業への届出は、受理しないよう徹底するとともに、関連事業協会にも未加盟であるような事業者を監査し、場合によっては事業取り消しも行い、港湾運送秩序の確立を図ること。

4. 安全・安心の港湾(港湾・海コン職場)づくりについて

(1) 危険物貨物の取り扱いなど港湾作業の安全を確保することについて

- ① 国際連合危険物輸送勧告を批准し、国内法(海上運送法、消防法、安全衛生法等)における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保すること。そのために、所管官庁に委ねることなく、連絡会議を設置し、具体的対応を図ること。
- ② どのような荷姿(コンテナ詰でも)であっても、危険品(国内法規・国際法規いずれの規定もカバーする危険品)の場合は、必ず全方向から内容物の確認ができる国連番号(コンテナの場合：上面・側面)を明記(貼付)するよう義務付けること。
- ③ なお、ヤード作業の安全を担保するために、危険物貨物については危険有害物連絡票にコンテナ番号を記載させるなど、コンテナ番号による管理が徹底できるよう指導すること。

(2) 通関行政の規制緩和が、港湾の水際チェック機能を弱めていることに鑑み、保税地域は港頭地区のみとし、内陸通関を是正させることで保税機能と保税運送の役割を高めるとともに、貨物チェックのための検査職種(検数・検定)の積極活用を進め、港湾の社会的機能を強める施策を講じること。

(3) 海上コンテナ輸送の安全などに係る課題について

- ① 海上コンテナ安全運送法(仮称)について、今次通常国会で可決をみるよう所管官庁として必要な措置を講ずること。
- ② 本年8月に発生したフレキシブルバッグの損傷による事故事例(貨物の食用油が公道に漏れ落ちる)から、フレキシブルバッグによる液体輸送は認めないよう措置するとともに、安全上問題のある荷姿(様式)、積み付け容器を許可しないこととし、経産省などと共同で荷主に対して指導と対策を講じること。
- ③ 海上コンテナの陸送の事故は、運転手が貨物情報(重量・固縛状態・荷姿など)を持っていないために通常の運転で事故が発生していることがほとんどである。したがって、海コン運転手や海コン事業者に事故責任を負わせることのないよう、関係省庁などに周知すること
- ④ また、荷主団体、経済産業省などに、貨物情報を伝達の徹底を申し入れ、その徹底を図ること。同時に、関係者に対し、海コン運送安全ガイドラインの周知徹底をはかること。

5. 課題の前進を図るために

港湾労働者に係る諸問題について、解決を促進するために、今後も以上の課題に限らず、個別の諸課題の継続的協議を行うこと。

以上